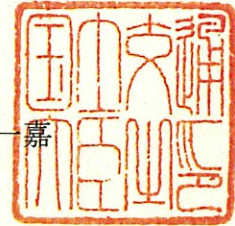


認 定 書

国住指第 2177 号
令和元年 11 月 25 日

日本ヒルティ株式会社
代表取締役社長 下元 紳志 様

国土交通大臣 赤羽 一嘉



下記の構造方法等については、建築基準法第 68 条の 25 第 1 項（同法第 88 条第 1 項において準用する場合を含む。）の規定に基づき、同法施行令第 129 条の 2 の 4 第 1 項第七号ハ（防火区画貫通部 1 時間遮炎性能）の規定に適合するものであることを認める。

記

1. 認定番号
PS060WL-1090
2. 認定をした構造方法等の名称
ケーブル・電線管／熱膨張性定型シール材・熱膨張性シール材充てん／壁
準耐火構造／貫通部分
3. 認定をした構造方法等の内容
別添の通り

（注意）この認定書は、大切に保存しておいてください。

(別添)

1. 構造名

ケーブル・電線管／熱膨張性定型シール材・熱膨張性シール材充てん／壁準耐火構造／貫通部分

2. 寸法及び形状等

(寸法単位：mm)

項目		仕様
開口部	形状	円形 (φ202 以下)
	面積	0.03205m ² 以下
占積率 (開口面積に対する 給・排水管、ケーブル断面 積の総合計の割合)		63.1%以下
貫通する壁の構造等		(1)～(3)のうち、いずれか一仕様とする (1) 建築基準法施行令 112 条第 2 項の規定に基づく準耐火構造 60 分(ただし、強化せっこうボードに限る)及び建築基準法第 2 条第七号の規定に基づく耐火構造 (60 分) において、国土交通大臣が認めた壁 ・厚さ 70 以上 (2) ALC パネル ・厚さ 70 以上 (3) コンクリートパネル ・厚さ 70以上

3. 材料構成

1) 主構成材料

(寸法単位 : mm)

項目	仕様
	総有機質量 17.42kg/m 以下
	総導体断面積 2660.5mm ² 以下
ケーブル	導体 (又は芯線) の種類 銅、軟銅、ガラス繊維、その他これらに類する不燃性の材質
	・規格 次の規格のうち、いずれか一仕様とする JIS C 1502, 1610, 3301, 3306, 3307, 3312, 3315, 3316, 3317, 3323, 3327, 3340, 3342, 3401, 3401 準拠, 3407, 3408, 3503, 3501, 3501 準拠, 3502, 3603, 3605, 3605 準拠, 3606, 3612, 3621, 3662, 3663, 6020, 6021 準拠, 6820, 6850 JCS 第 224 号, 第 271 号 A, 第 364 号 A, 第 376 号 A, 第 381 号, 第 396 号, 第 396 号 A, 第 402 号, 第 416 号, 第 418 号 B, 第 419 号 A, 第 420 号, 第 421 号, 第 422 号, 第 423 号, 第 426 号, 第 427 号, 第 3271 号, 第 3271 号 準拠, 第 3346 号, 第 3368 号, 第 3403 号, 第 3407 号, 第 3410 号, 第 3416 号, 第 3417 号, 第 3501 号, 第 4258 号, 第 4271 号, 第 4316 号, 第 4329 号, 第 4347 号, 第 4348 号, 第 4353 号, 第 4355 号, 第 4364 号, 第 4364 号 準拠, 第 4365 号, 第 4369 号, 第 4370 号, 第 4376 号, 第 4395 号, 第 4396 号, 第 4398 号, 第 4406 号, 第 4418 号, 第 4419 号, 第 4419 号 準拠, 第 4425 号, 第 4426 号, 第 4427 号, 第 4501 号, 第 4502 号, 第 4504 号, 第 4505 号, 第 4506 号, 第 4507 号, 第 4510 号, 第 4511 号, 第 4518 号, 第 4519 号, 第 4520 号, 第 5058 号, 第 5224 号, 第 5287 号, 第 5327 号, 第 5381 号, 第 5382 号, 第 5383 号, 第 5402 号, 第 5412 号, 第 5420 号, 第 5421 号, 第 5422 号, 第 5423 号, 第 5424 号, 第 5429 号, 第 5381 号 準拠, 第 5501 号, 第 5502 号, 第 5503 号, 第 5504 号, 第 5504 号 準拠, 第 5505 号, 第 5506 号, 第 5507 号, 第 9068 号, 第 9070 号, 第 9072 号, 第 9069 号, 第 9071 号, 第 9073 号, 第 9074 号, 第 9075 号, 第 9076 号 JCSC 第 68 号, 第 70 号, 第 71 号, 第 72 号, 第 74 号, 第 75 号, 第 76 号, 第 3502 号, 第 5382 号, 第 9074 号, 第 9075 号, 第 9076 号, 第 3271 号 準拠, 第 9072 号 準拠 LAN ケーブル EIA/TIA 568, EIA/TIA 568A, EIA/TIA 568A 準拠, EIA/TIA 568B, EIA/TIA 568B 準拠, EIA/TIA 568C EIA/TIA IEEE802.3, EIA/TIA IEEE802.3 準拠 ANSI EIA/TIA 568A, ANSI EIA/TIA 568A 準拠, ANSI EIA/TIA 568B, ANSI EIA/TIA 568B 準拠, ANSI EIA/TIA IEEE802.3, IEEE802.3 準拠 高周波同軸ケーブル JAN-C-17, MIL-C-17, DSP-C-3102, 電力規格 D-102, JCAA 準拠 耐火電線・耐熱電線 平成 9 年消防庁告示第 10 号, 第 11 号
	規格 (種類)
	外径 37 以下/本 (但し、より合わせ時は 66 以下/本)
	導体断面積 325mm ² 以下/本 (より合わせケーブルは 325 mm ² 以下/心)
	本数 総有機量を各ケーブルの有機量で除した数以下かつ総導体断面積を各ケーブルの導体断面積で除した数以下

(寸法単位：mm)

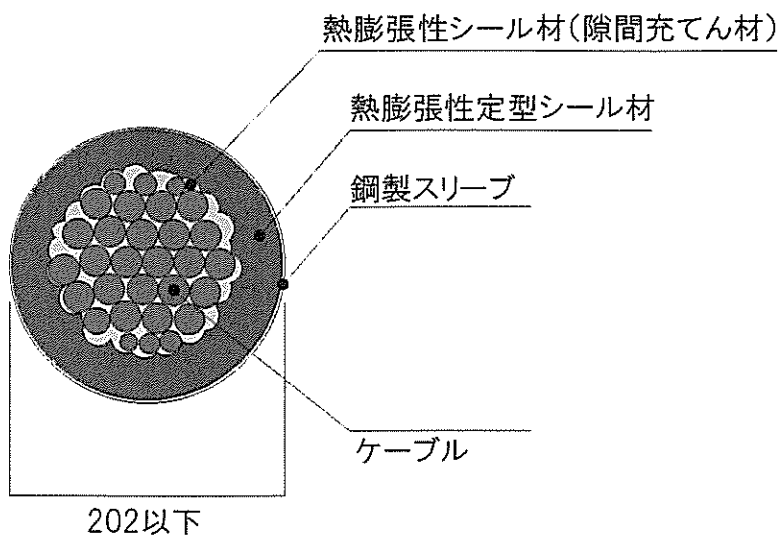
項目		仕様
ケーブル	絶縁体	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)ポリエチレン系 (2)塩化ビニル系
	シース	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)ポリエチレン系 (2)塩化ビニル系
	介在物	(1)～(5)のうち、いずれか一仕様とする (1)紙 (2)ジュート (3)ポリエチレン系 (4)ポリプロピレン系 (5)なし
合成樹脂製 電線管	規格	JIS C 8411
	材質	(1)、(2)のうち、いずれか一仕様とする (1)ポリエチレン系(CD管) (2)ポリプロピレン系(PF管)
	径	48以下
	本数	1本以下
鋼製スリーブ	材質	鋼製
	厚さ	0.2以上
	奥行	壁厚以上

(寸法単位：mm)

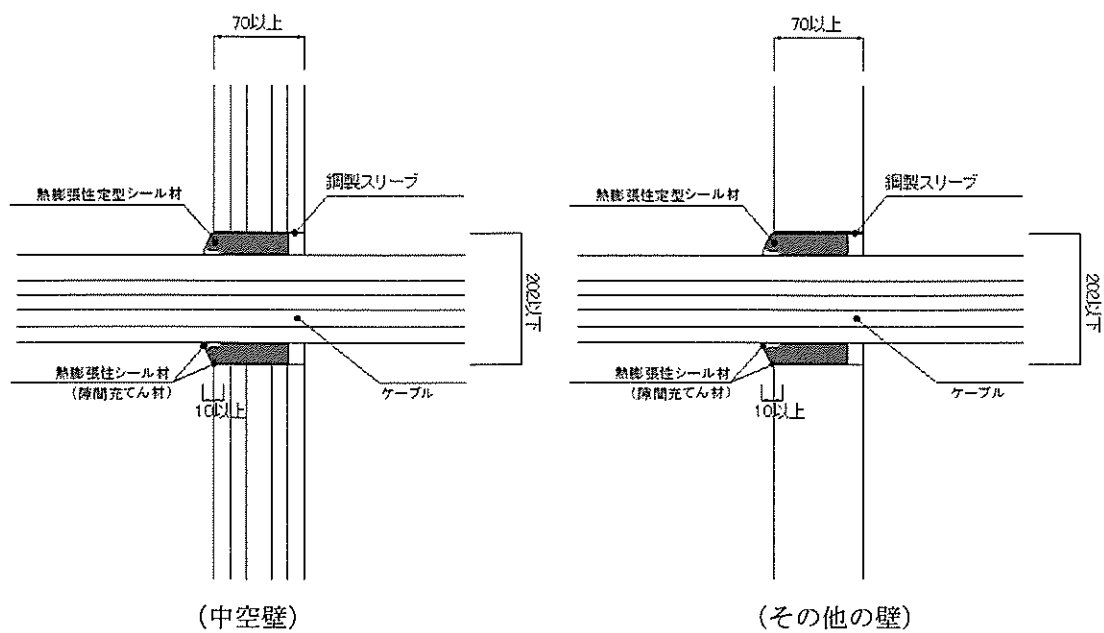
項目	仕様	
充てん材	材料	熱膨張性定型シール材+熱膨張性シール材(隙間充てん材)
	組成 (質量%)	組成に関しては社外秘にさせていただきます。
	形状	円形
	密度	[1]熱膨張性定型シール材 ・ $270_{\pm 27} \text{ kg/m}^3$ [2]熱膨張性シール材(隙間充てん材) ・ $1320_{\pm 132} \text{ kg/m}^3$
	使用量	[1]熱膨張性定型シール材 ・ 貫通部 1箇所当たり 1個以上使用 [2]熱膨張性シール材(隙間充てん材) ・ 隙間に奥行 10 以上充てん

4. 構造説明図

(寸法単位：mm)



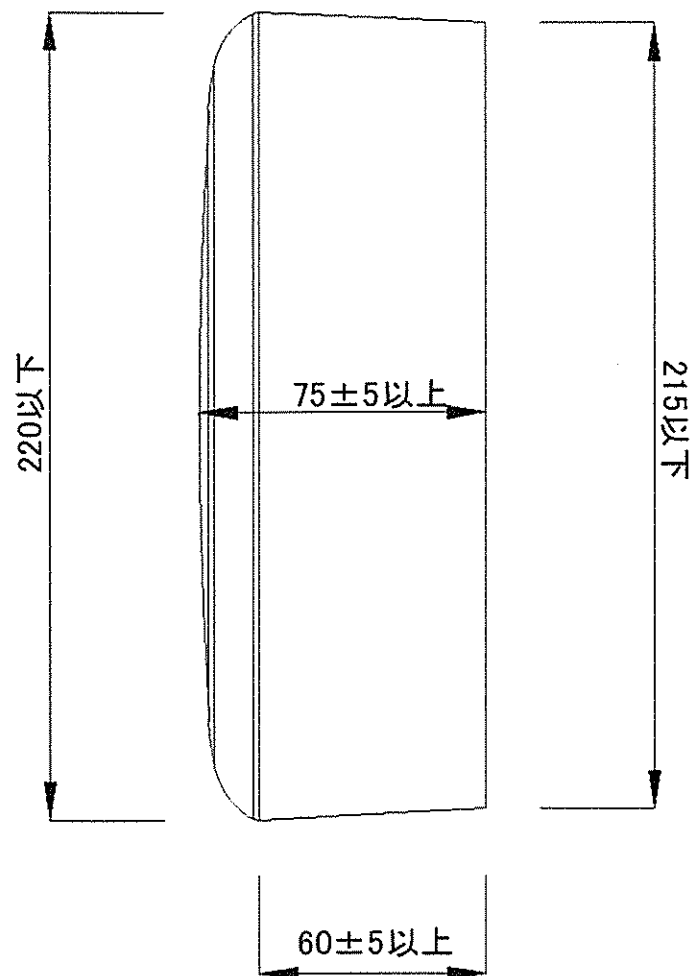
正面図



断面図

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

(寸法単位：mm)



熱膨張性定型シール材の形状図(一例)

注) 寸法および材料構成は2および3のとおり

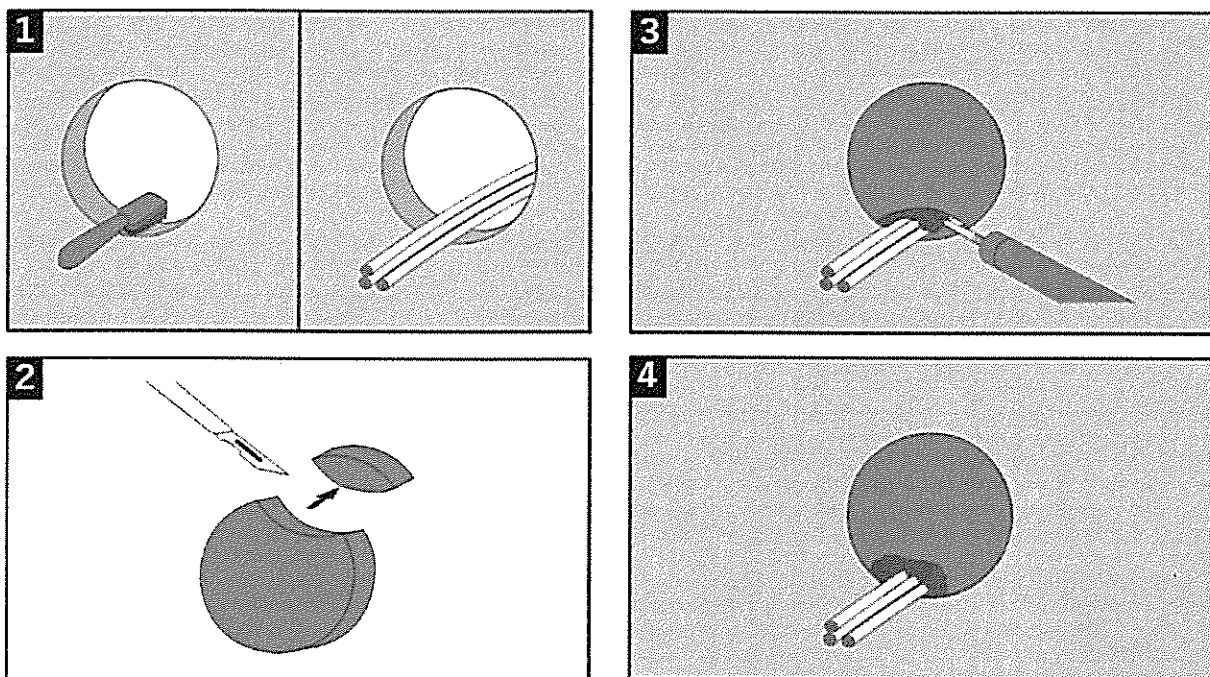
5. 施工方法等

(1) コンクリート壁・ALC壁に施工する場合

1. 開口部・貫通するケーブル・管等の回りのほこり・ごみ等を除去し、ケーブル・管等を通す。
2. 熱膨張性定型シール材をケーブル貫通に必要な面積に合わせて成形する。
3. 熱膨張性定型シール材を貫通部に挿入及びケーブル・管等を通線後、支持・固定する。隙間は熱膨張性シール材(隙間充てん材)で充填する。
4. 仕様どおりに施工されていることを目視確認する。

※注意事項

本構造に使用される熱膨張性定型シール材および熱膨張性シール材（隙間充てん材）については、耐久性に留意し、所定の防火上の性能が維持されるよう適切な処置を行う必要がある。



(2) 中空壁に施工する場合

1. 開口部・貫通するケーブル・管等の回りのほこり・ごみ等を除去し、ケーブル・管等を通す。
2. スリーブを挿入する。開口部とスリーブ周りに隙間がある場合には、その隙間を熱膨張性シール材（隙間充てん材、アクリル系樹脂充てん材）で塗布または注入し補修する。
3. 熱膨張性定型シール材をケーブル貫通に必要な面積に合わせて成形する。
4. 熱膨張性定型シール材を貫通部に挿入及びケーブル・管等を通線後、支持・固定する。隙間は熱膨張性シール材（隙間充てん材）で充填する。
5. 仕様どおりに施工されていることを目視確認する。

※注意事項

本構造に使用される熱膨張性定型シール材および熱膨張性シール材（隙間充てん材）については、耐久性に留意し、所定の防火上の性能が維持されるよう適切な処置を行う必要がある。

